慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ハンス・v・ヘンティッヒ著, 諸犯罪の心理學 (I) : 窃盗・侵入窃盗・強盗
Sub Title	Hans von Hentig : Zur Psychologie der Einzeldelikte I. Diebstahl, Einbruch, Raub
Author	宮澤, 浩一(Miyazawa, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.7 (1957. 7) ,p.71- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570715-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Hans von Hentig:

Zur Psychologie der Einzeldelikte I.

Diebstahl・Einbruch・Raub VIII. 195 S. (1954)

J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) Tübingen.

ハンス・v・ヘンティッヒ著

諸犯罪の心理學(I)窃盗・侵入窃盗・强盗

I 著者の經歴とその地位については、さきにその「刑罰」に關する著作の書評で若干ふれておいた(法學研究第三十卷五號五五頁以下)。

犯罪という事實を探求する學問としての使命を持つた刑事學が、刑事政策のみならず、現行刑法にとつても根本的意義を持つていることについて、爭うものはいないであろう。

この刑事學は、犯罪生物學、犯罪心理學、そして犯罪社會學等々の多方面の研究業績を土臺として成り立つものであるが、戰後にこの學問に對する夥しい數の業績が年々產み出されているという事情は、右に述べたこの分野の多面的性格を物語るものである。

戰後の刑事學の著作で、まず浩瀚のものとしては一九四九年初頭に、エックスナーの手になる著作が發表されたが、これは舊著「犯罪生物學」が裝を新たにして「刑事學」と銘うたれて登場したわけである。この點からもわかるように犯罪「生物學」は「刑事學」の一つのメトーデとしてその活路を見出したのである。

エックスナーの著作以來、例えばザウアー、メツガー、ゼーリッヒ等々の基本的な教科書は相次いで現われたけれども、しかし個々の犯罪類型に關する詳細な研究は、ほとんど現われていなかつたといつてよい。

この缺陷はしかし、幸にも、國際的に最高の專門家と認められている本書の著者によつて、しかも彼のアメリカでの研究生活の所產を豐富に加えた廣い視野から眺めた、的確な究明によつて、充分に補われたことは、我々刑事學徒の深く喜びとするところである。

筆者はひそかに、刑事法學を學問的に實り多からしめんがためには、個々の犯罪の主體を、科學的根據のある類型學的究明によつて具體化し、裁判官の刑の量定に根據のある支點を提供しうるものと考えている(v. Weber; Die richterliche Strafzumessung, 1956. S. 21 ff. にもこの考えが見られる)。この點においても、無限の資料を驅使して、個々の犯罪についての究明につとめている著者の努力は、高く評價されるべきであろう。

本書の序文にもある如く「犯罪科學の一般理論に比べて、個々の犯罪の研究」が等閑視されている現在、著者の用意した一連のモノグラフィーの第一卷として本書が生れ、しかもその續篇をも我々は手中にしているという二重の喜びの中にある。

とりあえず、第一卷をここに紹介したい。

Ⅱ　第一卷は犯罪中、數の上で最も重要な部分たる「窃盗」「侵入窃盗」「强盗」を扱つている。この三者の中、しかし「窃盗」に約半分以上の頁を割いているが、その理由は、窃盗犯こそ〝犯罪の平凡な日常〟（der graue Alltag der Kriminalität）を示すものであるという事實、更には第一章において財産犯一般に關する基本的な心理學的問題を論議しようとする著者の態度の中にある。

本書は、多くの統計資料に基づき、澤山の社會學的説明、そして豐富な犯行技術に關する記述をも提供している。本書の重點は、犯罪の成立、犯罪の實行に際して現われ、かつ決定的な作用をするところの、犯罪の心理學的契機の研究の中にあることはいうまでもない。

Ⅲ　第一節「問題の範圍」　まず、著者は、窃盗（更にはすべての財産犯）において、單なる領得の意思の背後に、それを超えて〝人間の甚蔗の全段階が現われる〟という點を明らかにし（S. 1）〝單に或る種の道德化し、從つて單純化するという要請〟で以つてその動機に對抗しようとするならば、素質と環境の特殊な重大さが考慮されない點を指摘する。このような要請は、眞に心理學的な範疇化によつて置き換えられねばならない。その範疇としては、利慾、貪慾、勞働嫌惡、娯樂慾、おしやれ、美食慾及び〝他の動機の形なき寄せ集め〟（S. 36）の外に、他の、一部分は深い精神層の中に根ざした動機をも包括する。例えば、復讐、恐怖或は鄕愁、加害慾、策略慾、フェティシズム的傾向等（S. 38 f.）が、主たる發動力又は少くとも〝混合動機〟として財産犯罪を惹起するのである。

ヘンティッヒの著述の特色として、非常に多くの實例を用いるという點をあげたが、ここに、ルーブル美術館からモナリザが盜まれた有名な事件を引いてみよう。それは、美術館が清掃のために閉館になつていた一九一一年八月のある月曜日に起つた事件であつた。嫌疑は最近解雇されたばかりの館員にかかつたり、近くに住む精神病院の患者が、モナリザに愛慕したのではないかという臆測を生み、はては當時ドイツとフランスとの間でモロッコ事件が起つていたので、管理人がドイツ人やオーストリア人にその繪を見せるのを嫌つたのではないかなどとうわさされていた。

ところが二年たつてビンツェンツォ・ペルギオという名の男がフローレンスの古物屋にその繪を持つて來て、捕えられた。彼はルーブルの裝飾係として働き、それを額縁からはずしてマントの下にかくして逃げたのであつた。彼の陳述に曰く「私はレオナルドの傑作をくり返えし眺めるのにふけつていました。……私はこの比類のない肖像が戰利品として、我が祖國から持ち去られ、自分が他國でしかそれを見ることが出來ないのを屈辱と感じました。……それで私は好機を利用したのです。……部屋には人氣がありませんでした。あのすばらしい婦人の肖像は私の方に微笑みかけていました……」と。イタリアで行われた裁判において、鑑定醫はこの窃盗犯を完全に責任能力がないと述べた。彼は本來、この繪は賣ることが出來ないということを知つていた筈なのに利慾の念にかられたのであつたが、しかしそれと共に國家感情と更にフェティシズムが結合していた（S. 38 ff.）。

戰爭というものが、所有權の觀念を變える例も見られる。敵軍か

ら馬やその他の家畜を盗んだ勇敢な若者の〃レジスタンス〃が、職業的犯罪人に彼をつくり上げたという例もあげられている。ここでは初めには、冒險心と救國の愛國的動機がそもそも彼の道德感情を麻痺させたのである（S. 40 f.）。

第二節「明白な諸事實」　戰爭（捕虜として戰勝者の國に抑留された者、國境を突破して命からがら逃げて來た者等に對する影響をはじめ〔S. 8〕、第二次大戰の絶滅戰が、刑罰の威嚇力をしも絶滅した〔S. 173〕）やインフレ、デフレ等の經濟變動と財產犯罪の關係も見逃すことは出來ない。これらについては五頁から一七頁にわたつて、統計數字をあげて說明が加えられている。

Ⅳ　第三節「不明な分野」　窃盗というものは、殆んど初めは、自分の家での盗みとか或は困窮からの盗みに始まつて、次第に他人の領域や高價な物件の奪取行爲に擴がつてゆく（S. 20）。そして彼はこの長い、しかも危險な免疫期間において窃取癖を發展しつづけることが出來る。この性癖は外見上の〃初犯〃に直ちに見ることも出來ないし、彼の前歷を知らなくては理解するのに困難である。この點で、著者は單に〃窃盗になつた〃過程の說明に關するのみならず、特に行爲者の事實的、犯罪的過去に關聯した行爲者人格の判斷に關しても、非常に懷疑的な見通しをしている（S. 21 ff., S. 26 ff.）。

第四節で窃盗の類型が論じられているが、ここに述べられた事項は、後に各個についての詳細な記述に指針を與えるものと考えられよう。ここで、中世において何故窃盗が非常に重く罰せられたかという點につき、それは公然と行われる强盗に對し、窃盗犯においては〃行爲の內密性ということが本質的な（非難の）標準となつた〃という說明（S. 33）が目をひく。第五節の〃特殊な動機及び病理的狀態〃において、性的犯罪と窃盗との關係、特に女子の髮切りにつき、そのフェティシズム的傾向を詳細に論じたのが四四頁以下であり、それに續いて下着類の窃取を詳細に論じた本來のフェティシズムに關する論述が第八項にある。

我々にはしかし、〃盗癖——Kleptomanie〃と〃盗症——Kleptophilie〃の區別に關する第九項に注目したい。この兩者の性質についての定說はない。放浪癖、周期性酒狂（Dipsomanie）、放火癖とこれとが同じ基礎を有するかどうかは極めて疑わしい。ともかく所有したいという欲求に犯人が屈する狀態である。しかしこの兩者の區別は、ヘンティッヒによれば次の如くである。盗癖の者は、恐怖症に惱む人と同じ强制狀態に屈服するのであるが、彼等は商店や百貨店で盗むのではなくて、友人や親戚の家で盗むのである。從つて裁判所や精神醫が知り得る數は限られている。

しかしこれに反して、商店や百貨店のような誘惑の場所で、しかも欲しい品を買うのに充分な金を持つている場合にも、利得の意圖が働く場合がある。もつともこれも內因的な要因と關係している點は疑いない。しかし、動的な行爲は、本質的には盗癖の時よりは弱いのが特徵である。何故なら、盗症は外部的な要因が加わつて、それの壓力ではじめて生じるものだからである（S. 48 ff., bes. 51 f.）この點で兩者を區別する實益はある。何故ならこれは、公の場所で行われるから、裁判上問題とされることが前者に比して多いからである。

第六節は職業的窃盗を扱つている。ここではスリ、寶石窃盗、ホテルの偸盗（Hoteldieb, 以前には Hotelratte とも言つた）に言及されている。寶石を盗む者は、祭だとか人出の多い時期を狙うものであるが、イギリスにおけるエリザベス女王の戴冠式を例にとつて、彼地の貴族主義がロンドンにすべての裝身具を運んだ時こそ、彼等の活動舞臺になつたのだということを警告している（S. 56 ff.）。このような時期の人心の油斷を、職業的スリは待つているのである。これ等の雜踏と犯罪については、實例をあげて諸所方々で論じている（例えば S. 143）。ホテルの偸盗については、侵入方法とその技術、更には使用人との接觸が、實に豐かな、主としてアメリカの實例を用いて説明されている。

V　スリについての彼の敍述は詳細を極めている。この犯罪類型は〝修練の積んだ技術と非常に複雜化した心理と、グループ又は職業集團として行動するために、强制的な職業倫理と著しい職業的誇りを持つている〟（S. 62）。

このスリの目的物も、時代と環境によつては、例えば食料、衣料切符が現金よりも價値をもつといつた具合に、變動することも注目される（S. 64）。スリについての敍述は、大部分がその技術の説明に使われている。というのは、この種犯罪にあつては、競爭と葛藤が見られるからである。彼等の最も狙いやすいチャンスは、被害者が兩手を使い、自分の所持品に注意を向ける餘裕のない時である。この種の場合で最も犯行に適している時は、婦人が帽子を買う時である。彼女等は兩手で帽子の具合を直してそれに關心を集中し、更に自分の顏に見とれているからである（S. 65 f.）。商品棚に手を置いて買物に熱中している時も危險であるが（S. 67）、電車が混んでいる折に倒れまいとして兩手で何かにつかまろうとしている時が一つのチャンスを與えてしまう（S. 75）。

犯罪人のタイプも實はスリの場合に役割をはたす。うさんくさそうな人に對しては、我々は防衛本能によつて氣をつけるけれども、スリは往々にして我々が考えているような風態をしていない（S. 77）。悪人という者に對する我々の日常的な考え方が、しばしば逆の作用をして思わぬ時に相手につけこまれるスキを作つてしまう。我々の注意力の緊張度も、時間により、或は週の日によつて異なる。これ等については十五節に詳しい。

我々にとつて、一つ惜しいと思う點を指摘しておきたい。それは著者は〝組織され〟〝グループ又は職業集團〟に結合されたスリを念頭に置いた論述を行つているが、しかしその精神構造上、彼等とは全く別種な單獨スリを度外視していることは殘念なことである。

第七節「被害者と獲物」においては、被害者が環境の社會學的構造に從つて交替し、經濟生活の動搖と關係を有する方向變動にも從うとされ、例えば現金に價値がなくなると、物を持つている農家と商品が被害者になることを示す。更には、詐欺の場合に、被害者の側にも時として道德的缺陷があつて、それを利用されるという場合がしばしば見られる點も注意されなければならない。第八節の「本能的行爲と目的行爲」においては、月經、妊娠及び更年期等が窃盗衝動にどんな關係を有するか等の問題が扱われ、第一章の締めくくりは第九節「奪取と讓渡」を以つてしている。ここでは〝贈與狂〟

とか、氣まえのよさ等が、虚榮心と相まつてこの種盗犯を惹起することの危險が説かれている。

Ⅵ　第二章は「侵入窃盗」を扱う（S. 102～S. 161）。第一節では「概念の限界づけ」が行われている。ここでは重い窃盗に關する從來の通説的理論に反對して、教會窃盗・輸送窃盗・武器携行窃盗・集團窃盗・夜間窃盗に特別な考察を加えることをしない。何故ならこれらの犯罪の社會學的構造も心理も通常の窃盗のそれとさして變りがないからである。これに對して、侵入窃盗という上位概念の下に、本來の侵入、忍び込み、戸棚の破壞および合鍵窃盗につき、獨自の技術に熟達したことを特徴とする犯罪形式と犯人類型とを總括している。侵入窃盗のいろいろな形式につき、それの數字的な分類（第二節）が時代と共に如何に變るか（S. 106 ff.）、女性と如何に共犯關係を持つかが語られ（第三項 S. 111 ff.）、年齢の區分けをも併せ行なつているが、單にドイツのみならず、イギリス・アメリカの資料も擧げられている。第四項はこの犯罪行爲の場所、時および季節の影響關係、年齢と性に從つた區別に關する序論的考察がなされている（S. 114 ff.）。第三節、一二〇頁以下では「侵入窃盗の形」が個々的に論じられ、その心理學的背景に基づいた研究がなされているが、ここにおいて著者は犯罪者の敍述や回想錄を用いている。警察の報告にある事實の經過を再構成することよりも、著者の用いる資料の方が犯罪準備及びその實行における犯人の精神的刺戟を明確化するのに適していると考えたからに他ならない。「職業的侵入窃盗」の中で、「その成功を數學的な素質に負うているような一連の體系的頭腦がある」（S. 144）という一般的考察は、右の著者の考え方に一致する。

第五項では僞造された鍵と諸多の道具に關する敍述がある。職業的侵入窃盗にとつては、錠前などは防衛手段を意味しない。カンサス市で金庫が開かなかつた時、刑務所から收監者を呼んでそれを開けてもらつた例（S. 125）はよくこれを示している。第六項では忍び込みが論じられている。この犯罪は季節及び犯行の時と關係がある。「破壞」を扱つた第七項、「戸棚の破壞」に關する第八項においても、前項と同じく、實例を豐富にあげて、その手口と心理につき實に詳細である。この種犯罪についても、金錢に對する信用の變動により、行爲の對象が一定しないという點（S. 137）更には、高率の租稅をまぬがれるために、現金又は裝身具を家に置くという時代相が、侵入窃盗の思う壺にはまる危險があること（S. 140）も注目される。ここでは、アセチレン燒切器を用意した、相當大がかりな犯罪も紹介されている（S. 138）。

第四節は「犯罪活動」に關し、「準備」と「實行」に分けて論じられている。侵入の技術が職業的で、かつ高度であればある程、その準備は周到を極める。狙つた家の狀態、家族の構成、それによつて彼等の熟睡時を算定し、侵入した際の寢息のうかがい方まで記述されている。まさに犯罪者の心理的素質に關する有益な解明がなされていると言えよう。我々は、この種犯罪を防ぐための準備も、本書によつて敎えられると言つてよい。

第五節は損害額を扱い、第六節では「侵入窃盗のグループ」につき、組み合わせ、別働隊、故買者をそれぞれ論じる。侵入技術が進

歩すれば、共働する人數は低減する。數人が組を作る時は、一人は場所と物の價値に通じ、他は事情に通じているのが通常である。ただ、仲間に素人を入れると、彼は犯罪者道義の嚴格な掟に從わず、婆婆の法典にも、暗黑街の戒律にも拘束されているとは感じないし、從つて分け前をとる時に欺すことがあるから（S. 157）危險である。組みを作る時に體の大きな者と小さな者が一緒になることがある。キャンディー・キッドの仇名を持つた小さな發育不全な男とウィットモアーのコンビは有名である（S. 158）。この種の特殊な集團形成は科學的に解明する價値がある。レスリーという侵入竊盜の大物が、ピストルで何物かに殺された事件などは、不信、嫉妬、憎惡による仲間割れによるのであろう。

第七節には、侵入竊盜が又有能な脫獄者でもあることを指摘している。

侵入竊盜と强盜の多くの類型は、まざり合つているけれども、この二つは氣質において、相當な相違があることも忘れてはならない點であるとされている（S. 161）。

Ⅶ「强盜」に關する第三章はかなり短い（S. 164～S. 191）。まずこの犯罪の統計（第一項）と社會學（第二項）に論議が向けられる。

强盜という言葉の中に響く道德的な反感は、立法者と裁判官の見解の嚴しい反動の中に現われている。しかし强盜の素質を何とか打ち碎こうとする嚴格な刑罰は、かえつて我々がいろいろなタイプの强盜を知らないために、彼等を社會の一員として復歸することを困難にしている。行刑においても彼等は脫獄の嫌疑をかけられ、危險視されている。まことに惡循環というべきである。

從つて强盜の素彫りにした模型をそばに置き、行爲者の氣質歷を得ようとする試みが、ますます必要になつて來るのである。ところで、環境の重壓を强盜ほど敏感に感じるものはないのである。そしてこの犯罪は若い頃に多く行われるが、これは彼等の刺戟や冒險を求める發育不全な傾向に適合する。

戰爭が如何に强盜犯と關係することが大きいかについて、著者の說くところによれば「誤まれる英雄主義を伴う利慾と戰勝者の個人を間違つて眞似することと結びついたところの〝襲擊〟という危險なロマンティークと經濟的狀態に影響された强盜犯とが相合致する。そしてこの强盜が力を得るのは、破爪期の者或は變人の精神的欲求なのである」（S. 166）としているが、强盜にかり立てるところの經濟的困窮というものに誘惑の要素があることも注意しなければならない。このような要素が潛在的な犯罪意思を現實化するのに寄與するのである。それは單に國家權力が無力となり、その信用が失墜するばかりでなく、被害者のけばけばしさ、しかもその無防衞の華美さが犯罪作用を惹起するのである（S. 169）。

そして民衆の多くが闇市などに行つて、法を犯せば、告發とか裁判所に對する返還請求等による救いを失つてしまう。これは痲藥吸飲者、淫賣婦、同性愛者等が警察の保護を奪われているのと同じ狀況にある。從つて强盜を誘發する機會をも提供することになる。このように、犧牲者自體が社會秩序から保護を受けることが少なく、弱くなることが强盜を强くせしめることにもなる（S. 169）。

しかもこのような裏口で行う商賣は、小路とか交通から離れたところでなされる。このようなすべての事情は取引の危機も高める。闇市の狀況は、人氣のない所に犧牲者を孤立化し、從つて彼の無防備を更に高める。

強盜が行われる場所によつて社會狀態が如何であるかという指針が得られる。個人から金や物を奪うような街路强盜が現われれば現われるほど、困窮の度合は大きい。というわけは、個人が持つ價値は、通常そう多くはないからである。

第三項では「美人局」が論じられているが、これは强盜に女性が關與する極く少ない例の一つである。戰爭が與える靑少年への影響が如何に强盜を犯す氣運に迄持つてゆくか、「第二次大戰において、爆擊を蒙つた夜の恐怖が精神的荒廢に加わつた。火災や火藥に逃げまどつた者は、國家が市民を正しい道につかせようとした危險（死刑のこと）への恐れをもはや持たなくなつた」という彼の言葉は、味わうべきものであると考える。

第四項は强盜の起る時に關し月、週日、時間につき詳論している。ここで注目すべきことは週の中、給料日が最も金を持つている時である。この時にアルコールを飲みすぎたり、性的に過度な生活をする。そして犯人について言えば、若い娘が金を少ししか持つていない者と賃金をもらつたばかりの者とでは扱い方を異にする點が考えられるべきである。このような事情が露骨に行爲者を挑撥するのであろう。戰後のドイツでは、强盜は土、金、月に多いというのは、右のいろいろな事情が複合しているのであろう（S. 175）。

第三節には、アメリカで高度に發達した銀行强盜が、實に詳細かつ豐富に說かれている。これは、アメリカの國柄、ことにその英雄的な過去の開拓者時代の氣質を受けているのであり、その國民性、氣候、富める國柄にもよるのである。各國と比較して强盜による被害金額が非常に大きいことは驚くべきである。ここに見られる特色は、事件が大がかりであるにも拘らず、機械化された集團であるため、共犯が少なく、そのために發覺の危險が非常に少ないという點である（S. 179 ff.）。

これに續く第四節では「經驗としての强盜」について、アメリカ、イギリスでの有名な强盜の回想錄からの引用が面白い。ここには人間類型の心理學についても價値ある敍述が見られ、更には被害者の態度、强盜の狀況の特性についても明らかにされている。第五節は「獲物と暴力」を扱う。强盜强姦につき簡單な說明がある。

これを要するに、强盜は心理的、發生論的にみると、單なる財產犯というよりは、むしろ殺人および身體の完全性に對する侵害に類似している。從つて、我々が暴力の擬制のみでなく、現實に暴力を使用した犯人を切り離し得ることが出來れば、この類似性はもつとはつきりさせることが出來る筈である（S.191）。

Ⅷ　本書を讀み終つて筆者は、これが邦譯される日の早いことを切望したい氣持にかられている。單に刑事學者のみでなく、實際に犯罪搜査に當る官憲にとつても、いや更には、銀行、會社等の金錢を扱う者にとつても、對抗手段として本書は一讀する價値がある。被害者が或る程度の知識を持ち、この種犯罪人に對抗することこそ、これ等を社會からなくす最大の力である。社會の矛盾を修正して、

困窮を打破し財産犯罪の原因を少なくすることが一番望ましいけれども、これは强力な社會政策と財政的な支援を必要とする。これが急には爲し得ないとすれば、差し當つては社會の構成員が自覺して、犯罪を未然に防ぐことに專念しなければならない。たしかに本書は內容豐富であり、かつ面白く書かれたモノグラフィーである。多方面の讀者層を得ることは必定である。從つて科學的、心理學的體系は後退し、犯罪のいろいろな技術攻擊方法を純粹に記述したことの方が、前景に出ている。著者ヘンティッヒが非常に具體的に敍述した本書は、しかし犯罪心理學者にも貴重な示唆を與えるであろう。その意味で體系書というよりは、ケースブックとしての役割を認めたい。ともあれ、行爲者人格を精査するに當つて、これ迄一般に問題となつていたよりも、はるかに多く徵表學的な利用を可能にする管である。

本書については H. Krüger が Monatschrift für Kriminologie und Strafrechtsreform 39. Jahrg. 1. Heft. 1956. S. 56 ff. で、Germann が Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht 72. Jahrg. 1957. Heft 1. S. 85 ff. で書評を行っている。

（一九五七・六・一二）

（宮澤浩一）

明治前期大審院判決錄刊行會編

『明治前期大審院民事判決錄』

（第一卷）

一

「大審院判決錄」第一輯が世におくられたのは明治二八年であつたが、それより以前、明治八年大審院創設以來の二〇年間にわたり、年々、同名の判決錄が出版されており、その册數が二〇〇册にもおよんでいたことを知る人はすくない。現在、その完本を藏するところは、專門の法律圖書館といえども皆無に近く、研究者すらも容易に披見しがたい稀覯書となつている實情にある。

いまさら喋々するまでもなく、判例は「生ける法」であり、判例をはなれて、ある國で、ある時代に實際に行われていた「法」を察知することは不可能である。判例は、一面では、その時代の社會生活の實態をつぶさにつたえ、他面において、その時代の法律理論の水準を如實にしめしている。今日、わが國における立法も、學說も、裁判も、これらすべてが、明治初年このかたの判例の推移變遷をまつたく度外視しては理會しえない、という意味で、過去のふるき判例をさぐることは、法曹・學者にとり、たんなる歷史的な興味のみ